

# 太宰府の文化財

438

## 100年前の「史跡指定」

太宰府市の名の由来ともいえる古代日本最大の地方官司太宰府は、本市に置かれ、その証として特別史跡大宰府跡、そして付帯する施設である水城跡、大野城跡など大宰府関連史跡群が、太宰府に生きた先人たちによって引き継がれ、現代を生きる私たちの前に存在しています。今年、大宰府跡、水城跡が史跡指定されて100年を迎え、さまざまな場面を通じてお伝えしてきました。この



大正十年史跡指定石標  
上:太宰府跡 下:水城跡

北海道阿寒湖のマリモなど天然記念物を含め広く文化財と呼称されるものが指定され未来の国民に引き継ぐものとして国の保護措置が動き始めました。100年前といえば大正10(1921)年、日本近代が幕開けしようとしていた明治元年から50年あまりが経過した世の中です。どのような世の中の動きの中で大宰府跡、水城跡が史跡指定されていたのでしょうか。

我が国初の文化財保護に関する立法措置は、明治30(1897)年の「古社寺保存法」が最初といわれています。この立法措置からさらに遡ること4半世紀前、当時の外務

省が「集古館」、いわば博物館建設を太政官に献言し、その後、当時の大学(文部省の前身)が再度「集古館」建設を献言します。その際、建設が困難であれば古い文物の散逸、滅失などを防止するための措置を講じることが求められます。この献言に応える形で、「古器旧物保存」について太政官が布告します。そして明治13(1880)年から全国的美術品調査が開始され国家による文化財の選別評価が本格的に開始されることとなります。この評価に基づく選別指定と保護措置が先に記した「古社寺保存法」へとつながっていきます。我が国初の法制化間もなくして、日清日露戦争後の殖産興業政策による国土の急激な変化(開発)が起こり、そのことによる今で言うところの史跡・名勝・天然記念物などを保護する気運が国会議員より起ってきます。彼らによって貴族院に対し「史蹟及天然記念物保存二閣スル建議案」が提出されます。このような流れは、ヨーロッパにおける「郷土保全運動」とも関係深いとされ、自然・歴史の諸環境の総合的保護の流れの中で位置付けることができますと考えられています。この世

界的な文化財保護の流れの中で、大正8(1919)年に「史蹟名勝天然記念物保存法」が制定され、日本近代においてはじめて遺跡保護のための体系的な法律が動き始めます。このような社会情勢下において、大正10(1921)年3月3日に大宰府跡、水城跡が国の史跡として指定されます。しかし、ここで気になることが一つ、先に制定された「古社寺保存法」が「保存金(現在の国庫補助金)」の交付による保護措置を有していたことと異なり、この制度をとり入れず、近代国家による天皇制につながる歴史の選別保護顕彰にあったことが指摘されていることは留意しておく必要があるでしょう。

本市にある大宰府、水城は日本古来の歴史書に記載され、私たちはその現物の上にたつことができ、五感で感じるすることができます。史跡指定のいきさつにはさまざまな事情・歴史があったとしても、ここに住み生きてきた先人たちが受け継いできた、「原風景」がここにあることは忘れることはできません。

文化財課 中島 恒次郎

編集/太宰府市総務部経営企画課:〒818-0198  
☎092(921)2121 FAX(921)1601

太宰府市観世音寺一丁目1番1号  
☒ keiei-kikaku@city.dazaifu.lg.jp

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

太宰府市公式SNSの  
フォローをお願いします!

